

# 共創の場形成支援プログラム

令和2年度 公募要領

公募期間

令和2年7月14日（火）～9月8日（火）正午

<https://www.jst.go.jp/pf/platform/>



イノベーション拠点推進部

令和2年7月

---

## お問合せ先

---

お問い合わせは必ず電子メールでお願いします。(お急ぎの場合を除きます)

国立研究開発法人科学技術振興機構

イノベーション拠点推進部 共創の場グループ

〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's 五番町

電話番号：03-5214-8487

e-mail : [platform@jst.go.jp](mailto:platform@jst.go.jp)

(受付時間：10:00～12:00 13:00～17:00※)

※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く

[電話でご質問いただいた場合でも、電子メールでの対応をお願いする場合がありますので、ご承知おきください]

共創の場形成支援プログラム 研究提案募集ウェブサイト

<https://www.jst.go.jp/pf/platform/koubo.html>

に最新の情報やよくあるご質問を掲載していますので、あわせてご参照ください。

## 公募概要

### 1. プログラムの趣旨・公募の狙い

---

- 本プログラムは、大学等（※1）を中心として企業等（※2）の多様なステークホルダーを巻き込んだ産学共創により、国連の持続可能な開発目標（SDGs）に基づく未来のあるべき社会像（拠点ビジョン）を策定し、「拠点ビジョン実現のためのバックキャスト型研究開発」とそれを支える「持続的運営が可能な産学共創システム（※3）の構築」をパッケージで推進します。
- 「国の重点戦略」、及び「大学等や地域の独自性・強み」に基づく産学共創拠点の形成を推進し、国の成長と地方創生に貢献するとともに、大学等による知識集約型社会への変革を促進します。
- 「本格型」と「育成型」の2つの実施タイプで提案を募集します。「本格型」では、拠点ビジョンに基づく研究開発課題とそれを支える産学共創システムの構築を一体的に推進する提案を募集します。「育成型」では、拠点ビジョンとそれに基づく研究開発課題及び産学共創システムの構想と、「本格型」へのステップアップを目指す計画の提案を募集します。
- プロジェクトの進展に伴う研究開発課題の変更・追加や参画機関の参入、退出を随時可能とする柔軟なプログラム運営を行います。プログラムオフィサー（以下、「PO」という。）にプロジェクトの各種評価、及び進捗管理の権限を集中させるとともに、JSTによる、状況に応じたきめ細やかなハンズオン支援を実施します。

#### ※1 大学等：

国公立大学、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人、国立試験研究機関、公設試験研究機関、高等専門学校、研究開発を自ら行っている特殊法人・独立行政法人・公益法人等（研究開発を目的として設立された法人であり、研究開発業務について公益目的事業の認定を受け、法人税非課税となっている法人に限る）

#### ※2 企業等：

企業（株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社）、自治体、及びその他の大学等には含まれない法人

#### ※3 産学共創システム：

大学等を中核とし、複数の企業や自治体等が参画のもと、良質な研究開発成果・知財やデータの創出・活用、事業化・社会実装、ベンチャー創出、人材育成等の「知」、「資金」、「人」の好循環を生み出すマネジメント体制が整備されたシステム

## 2. 提案対象

○大学等を代表機関とする 3 機関以上の連名による申請（うち、少なくとも 1 機関は民間企業であること。）

## 3. プロジェクトの実施規模・実施期間・採択予定件数

○JST の委託研究費（間接経費含む）（以下、「委託費」という。）と外部リソース（※4）によりプロジェクトを推進します。JST の委託費は以下のとおりとし、大学等にのみ支出します。

育成型：25 百万円程度／年度・件

本格型：（共創分野）プロジェクトの規模に応じて最大 320 百万円程度／年度・件  
（政策重点分野）政策重点分野ごとに設定（公募要領別紙を参照）

○JST の委託費は「直接経費（研究開発経費とプロジェクト推進経費）」と「間接経費」の合計額となります。

研究開発経費：個別研究開発課題の活動に係る経費

プロジェクト推進経費：産学共創システムの構築に係る経費

○プロジェクト実施期間

育成型：最大 2 年度

本格型：最大 10 年度

※最長の期間です。実際の実施期間は、プロジェクト実施計画書の精査・承認により決定します。

また、各種評価の結果等に応じて、プロジェクトを中止する場合があります。

○採択予定件数

育成型：（共創分野）10 件程度

本格型：（共創分野）1 件程度

（政策重点分野）政策重点分野（量子技術分野・環境エネルギー分野・バイオ分野）  
ごとに設定（公募要領別紙を参照）

※目安であり、公募・審査の結果、採択件数がこれと異なる場合があります。

※本格型（共創分野）においては、審査の結果、本採択に加えて、条件付き採択を行う場合があります。

※4 外部リソース：

各プロジェクトがその活動を通じて獲得した民間資金（共同研究費、受託研究費、寄附金、会費等を含む）、企業等から提供されるリソース、及び競争的研究費等の公的な外部資金の総称

#### 4. スケジュール

---

- 公 募 開 始 : 令和2年 7月 14 日 (火)
- 公 募 終 了 : 令和2年 9月 8 日 (火) 正午
- 審査結果の通知 : 令和2年 12 月以降
- プロジェクト開始 : 令和2年 12 月以降

※日程は全て予定です。今後、変更となる場合があります。

# 目次

<b>第 1 章 研究提案公募に当たって</b> .....	<b>9</b>
1.1 共創の場形成支援プログラムについて .....	9
1.1.1 プログラムの目的 .....	9
1.1.2 実施タイプ（本格型と育成型） .....	10
1.1.3 プロジェクトの主要構成要素 .....	10
1.1.4 プロジェクトの構成と役割 .....	14
1.1.5 「本格型」における自立化を促す仕組み .....	15
1.1.6 JST によるプログラムのマネジメント .....	17
1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ .....	19
1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について .....	19
1.2.2 ダイバーシティの推進について .....	20
1.2.3 公正な研究活動を目指して .....	21
1.2.4 オープンアクセスおよびデータマネジメントプランについて .....	22
<b>第 2 章 公募・審査</b> .....	<b>24</b>
2.1 公募の対象となるプロジェクト .....	24
2.2 公募期間・審査スケジュール .....	25
2.3 実施内容 .....	25
2.4 応募要件 .....	27
2.4.1 提案機関の構成要件 .....	27
2.4.2 提案者 .....	27
2.5 応募方法 .....	27
2.6 審査（事前評価）の方法 .....	27
2.6.1 審査の手順 .....	27
2.6.2 審査の観点 .....	28
2.6.3 利益相反マネジメントの実施 .....	30
<b>第 3 章 採択後の研究推進等について</b> .....	<b>33</b>
3.1 プロジェクト実施計画の策定 .....	33
3.2 委託研究契約 .....	33

3.3 委託費 .....	33
3.3.1 直接経費.....	33
3.3.2 間接経費.....	34
3.3.3 複数年度契約と繰越制度について .....	35
3.4 評価 .....	35
3.5 PL 等の責務等.....	35
3.6 研究機関の責務等.....	36
3.7 その他留意事項.....	41
3.7.1 出産・子育て・介護支援制度.....	41
3.7.2 JREC-IN Portal のご利用について .....	41

## **第 4 章 応募に際しての注意事項 ..... 42**

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について .....	42
4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置 .....	43
4.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況 .....	46
4.4 不正使用及び不正受給への対応 .....	46
4.5 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置 .....	48
4.6 関係法令等に違反した場合の措置.....	48
4.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について .....	48
4.8 繰越について .....	49
4.9 府省共通経費取扱区分表について.....	49
4.10 費目間流用について .....	49
4.11 年度末までの研究期間の確保について .....	49
4.12 研究設備・機器の共用促進について .....	50
4.13 博士課程（後期）学生の処遇の改善について.....	51
4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について .....	52
4.15 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について .....	53
4.16 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処） .....	53
4.17 生命倫理、安全の確保、及び動物実験の取扱い.....	54
4.18 人権及び利益保護への配慮 .....	55
4.19 社会との対話・協働の推進について .....	55
4.20 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について .....	56

4.21 論文謝辞等における体系的番号の記載について .....	56
4.22 競争的研究費改革について .....	57
4.23 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について ....	57
4.24 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について .....	58
4.25 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について .....	62
4.26 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて .....	62
4.27 e-Rad からの内閣府への情報提供等について.....	63
4.28 研究者情報の researchmap への登録について .....	63
4.29 JST からの特許出願について .....	63
4.30 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について .....	64
4.31 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について .....	64
<b>第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について .....</b>	<b>65</b>
5.1 e-Rad について.....	65
5.2 e-Rad を利用した提案書類の提出について .....	65
5.3 e-Rad の使用に当たっての留意事項.....	66
5.4 システムを利用した申請の流れ .....	67
5.5 e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先 .....	68
5.6 提案書類提出・作成時の注意事項.....	68
5.7 e-Rad の具体的な操作方法と注意事項 .....	69
<b>第 6 章 政策重点分野について .....</b>	<b>80</b>
6.1 政策重点分野の概要 .....	80
6.2 令和 2 年度の政策重点分野 .....	80

## 第 1 章 研究提案公募に当たって

### 1.1 共創の場形成支援プログラムについて

#### 1.1.1 プログラムの目的

知と人材の集積拠点である大学等のイノベーション創造への役割が増している中、これまでの改革により、大学等のガバナンスとイノベーション創出力の強化が図られてきましたが、我が国が、現在そして将来直面する課題を解決し、世界に伍して競争を行うためには、将来の不確実性や知識集約型社会に対応したイノベーション・エコシステムを「組織」対「組織」(※1)の産学官の共創(産学官共創)により構築することが必要です。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を考えると、当面は、経済活動の縮小に伴い産学連携活動の縮小が懸念されますが、この状況を乗り切るための研究開発を積極的に行うために、大学・国立研究開発法人等への期待とその重要性がより高まることが考えられます。経済状況が厳しい今だからこそ、将来のより本格的な産学官による共創に繋がる土台づくりを進めることが必要です。

本プログラムにおいても、新たな社会づくりを目指す企業と大学が連携しながら、ともに中長期的なビジョンを共有し、社会変革につながる研究開発を推進することが重要です。その際、中長期的な観点でのウィズ/ポストコロナ社会のあり方や課題を見据えたビジョン設定とプロジェクト推進にも期待します。

本プログラムでは、以上の状況を踏まえ、大学等を中心として、企業や自治体・市民等の多様なステークホルダーを巻き込んだ産学共創により、国連の持続可能な開発目標(SDGs)に基づく未来のあるべき社会像(拠点ビジョン)を策定し、「拠点ビジョン実現のためのバックキャスト型研究開発」とそれを支える「持続的な運営が可能な産学共創システムの構築」をパッケージで推進します。

これにより、「国の重点戦略」、及び「大学等や地域の独自性・強み」に基づく産学共創拠点の形成を推進し、国の成長と地方創生に貢献するとともに、大学等による知識集約型社会への変革を促進します。

※1 「組織」対「組織」:

産学官連携がイノベーションの創出による新たな価値の創造に貢献していくために、研究者同士の個人的な連携にとどまらず、大学等と企業が、互いを対等なパートナーとして認識し、共に新たな価値の創造を志向して本格的な連携を行うこと。

(産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】(令和2年6月30日文科科

学省・経済産業省) より)

### 1.1.2 実施タイプ（本格型と育成型）

公募にあたっては、提案者の準備状況や現状体制等に応じた最適な提案を可能とするため、「本格型」と「育成型」の2つの実施タイプで提案を募集します。

「本格型」では、拠点ビジョンに基づく研究開発課題とそれを支える産学共創システムの構築を一体的に推進する提案を募集します。なお、「本格型」は科学技術分野全般（共創分野）と文部科学省が国の政策方針に基づき実施すべきと指定した分野（政策重点分野）で、それぞれ提案を募集します。

「育成型」では、拠点ビジョン、研究開発課題及び産学共創システムの構想と、「本格型」へのステップアップを目指す計画の提案を募集します。

なお、「育成型」で採択されたプロジェクトは、プロジェクト終了年度に「本格型」への移行評価を実施します。

### 1.1.3 プロジェクトの主要構成要素

本プログラムでは、「産学共創シナリオ」「研究開発課題」「産学共創システム」を主要構成要素としてプロジェクト（産学共創拠点の形成）を実施いただきます。

「育成型」と「本格型」のどちらにおいてもこれら主要構成要素は提案いただきますが、「育成型」においては検討段階の内容を含んだ提案であっても応募を認めることとします。詳細については、「2.6.2 審査の観点」（28 ページ～）をご参照ください。

#### (1) 産学共創シナリオ

拠点ビジョンを出発点として、バックキャストにより研究開発課題を設定する基本構想を「産学共創シナリオ」（以下、「シナリオ」という。）とします。

シナリオの作成においては、拠点ビジョン設定の目的やその実現に向けた現状調査・要因分析・課題の抽出（技術面、経済性、社会制度・規制面）を踏まえた解決へのアプローチ法のほか、国内外の他の研究開発とのベンチマーキング等を検討してください。また、社会ニーズを的確に捉え、かつその実現に向けて障壁となる社会的・経済的課題等を明確にするため、人文・社会科学の研究者等の参画や知見の活用を推奨します。

シナリオには、以下の事項を全て盛り込んで作成いただきます。

- ・ 拠点が目指す、SDGs に基づくあるべき未来の社会像（＝拠点ビジョン）
- ・ 拠点ビジョン実現に向けた駆動目標であり、具体的かつプロジェクト終了時点で実現可能な社会実装の姿（＝ターゲット）
- ・ ターゲットの達成手段としての研究開発課題（詳細については次項で説明）

拠点ビジョンは、プロジェクトに参画する機関のほか、市民や研究開発成果の受益者等の多様なステークホルダーも巻き込みながら策定されることを期待します。その際、中長期的な観点でのウィズ/ポストコロナ社会のあり方や課題を見据えた拠点ビジョン策定にも期待します。また、プロジェクトに参画する全ての機関は、それぞれトップ層に至るまで拠点ビジョンを共有することが求められます。なお、拠点ビジョンは、採択後も社会動向やプロジェクトの進展等に応じて適宜柔軟に見直すことが可能です。ターゲットには、プロジェクト終了時点までに実現を目指す「具体的かつ到達可能な社会実装の姿、ないしはプロジェクト終了後の近い将来の社会実装に向けた具体的マイルストーン（駆動目標）」を設定いただきます。拠点ビジョン実現のために解決すべき技術的、社会的、経済的課題等をターゲットとして設定した上で、プロジェクト期間内の達成を目指してください。

## (2) 研究開発課題

拠点ビジョンの実現、及びターゲットの達成に向けた研究開発課題をシナリオで設定する上での要件は以下のとおりです。

- ① 具体的な複数の研究開発課題で構成されていること。
- ② 研究開発課題全体として単一の研究開発テーマでないこと。（異分野融合の研究開発課題を含む等。）
- ③ 協調領域を主とした研究開発課題であること。  
※協調領域とは、「学術論文の発表が可能で、大学等や複数の民間企業において研究開発成果に関する情報の共有が可能な基礎的・基盤的な研究開発領域」を意味します。
- ④ 既存の研究と比較して優位性が明確な研究開発課題であること

提案時に、研究開発課題ごとに、中間目標と達成目標を含むロードマップの記載を求めます。なお、ロードマップはプロジェクトの進捗状況や社会動向・研究動向等に応じ、見直すことが求め

られます。

### (3) 産学共創システム

産学共創拠点が、産学共創システムを構築する上での要件は以下のとおりです。産学共創拠点は、本プログラムを実施するだけでなく、他の競争的研究費の獲得や産学連携に係る自主的な取組を組み合わせ、それぞれの拠点の特色や強みを活かした拠点運営を行うことを期待します。

#### ①産学共創拠点が産学共創システムとして備えるべき体制・機能

##### i) 全体運営：

- ・代表機関によるプロジェクト・拠点の全体管理を担う組織の設置・運営  
※既存の産学連携部門等を活用することでも可
- ・拠点運営に必要な規約等の策定
- ・全ての参画機関がシナリオの共有・意見交換を行うことのできる場・機会の設定

##### ii) 研究開発企画（ビジョン・ターゲット・研究開発課題の探索・構築）：

- ・ビジョンの策定・共有・更新、新たなターゲット・課題の設定（その繰り返し・更新を継続）
- ・新たな技術シーズの発掘とニーズ・課題とのマッチング、研究開発課題の組成

##### iii) 産学連携マネジメント：

- ・計画・進捗管理、知財・データの管理及び活用、経理・契約管理、参画機関との調整

##### iv) 研究開発基盤：

- ・基幹となるサイエンスの創出・育成
- ・共用設備機器群の整備、運用（メンテナンスを含む）
- ・実証フィールドの整備・運用
- ・異分野融合、新分野開拓の進展

##### v) 外部リソース獲得：

- ・新たな参画機関の勧誘、共同研究や資金・リソース拠出等に係る企業等との交渉
- ・競争的研究費の獲得活動
- ・成果の社会実装に向けた活動
- ・大学等発ベンチャー投資への対応
- ・産学共創拠点の広報活動

##### vi) 人材育成：

- ・プロジェクト終了後も産学連携の中核を担いうる研究人材の育成
- ・プロジェクト終了後も拠点運営の中核を担いうるマネジメント人材の育成

## ②代表機関のコミットメント

産学共創拠点の運営体制の構築にあたっては代表機関の既存の組織・体制（産学連携本部、管理部門、オープンイノベーション機構等）が運営に協力することを要件とします。また、代表機関が、JST のセンター・オブ・イノベーション（COI）プログラム及び、産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（OPERA）など、他の産学連携拠点形成型プログラム等に参画している場合、これらの運営組織とも連携して効率的な運営を行うことが期待されます。

提案書には、代表機関が、大学の運営方針に産学共創拠点をどのように位置づけ、どのように運営に協力していくか、また、他の産学連携拠点形成型プログラム等に参画している場合は、それら運営組織とどのように連携していくかについても記載していただきます。なお、プロジェクト実施期間中における体制の変更は適宜可能です。

## ③産学連携マネジメント改革の加速

各プロジェクトは、持続的な産学共創システムの構築・運営に資するため、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成 28 年 11 月 30 日イノベーション促進産学官対話会議事務局）を踏まえた産学連携マネジメント改革に取り組むことを要件とします。

特に「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」（令和 2 年 6 月 30 日 文部科学省・経済産業省）に関連する事項（研究者等（共同研究に参画する学生含む）の有する「知」への価値付け、研究成果として創出された「知」への価値付け、必要となる経費の適切な分担、知的財産権の積極的活用を前提とした契約、兼業・クロスアポイントメント制度の活用）については、積極的に取り組んでください。

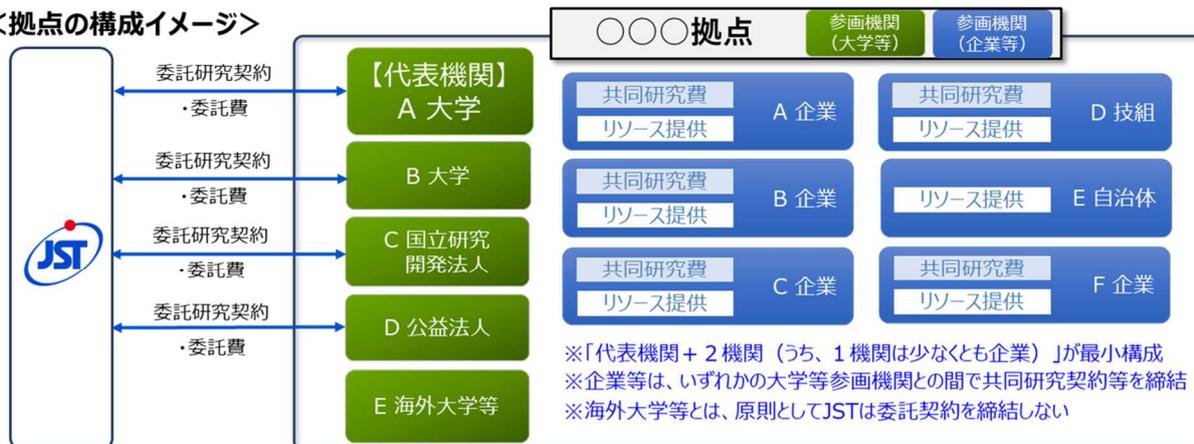
JST は産学連携マネジメント改革に一律の実施条件を課すことはありませんが、少なくとも以下の項目に関して、産学共創拠点の現状にあわせた自主的な計画を策定し、実行することを要件とします。また、本ガイドラインに基づく産学連携マネジメント改革については、中間評価等においてその進捗状況を確認します。

- i) 資金の好循環（産学共同研究における費用負担の適正化・管理業務の高度化、大学・国立研究開発法人の財務基盤の強化）
- ii) 知の好循環（知的財産の活用に向けたマネジメント強化、リスクマネジメントの強化、知的

資産マネジメントの高度化)

iii) 人材の好循環(大学、公的研究機関、企業等の組織の壁を越えた人材の流動化、産学官連携

＜拠点の構成イメージ＞



＜拠点が産学共創システムとして備えるべき体制・機能（概要）＞

機能	具体例
全体運営	・代表機関によるプロジェクト・拠点の全体管理を担う組織の設置・運営(既存の産学連携部門等を活用することも可) ※代表機関における本組織が中心となり、参画機関(大学等)が協力して、以下に示す体制・機能を整備・運用
研究開発企画	・ビジョンの策定・共有・更新、新たなターゲット・課題の設定 ・拠点の大学等内外の新たな技術シーズの発掘とニーズ・課題とのマッチング、研究開発課題の組成
産学連携マネジメント	ビジョン実現に向けた計画・進捗管理、知財・データの管理・活用、契約・経理管理
研究開発基盤	基幹となるサイエンス、共用設備機器群の整備・運用、実証フィールド、等
外部リソース獲得	民間企業との共同研究やリソース等の獲得、大学等発ベンチャー投資への対応、公的資金の獲得促進
人材育成	研究人材、マネジメント人材の育成

が進む人事評価制度改革)

1.1.4 プロジェクトの構成と役割

(1) 代表機関

プロジェクトの中心的な役割を担う機関です。代表機関の要件と役割は以下のとおりです。

- ・プロジェクトの運営と研究開発の中心的な役割を担うこと。
- ・プロジェクトリーダー(以下、「PL」という。)が所属する国内の大学等であること。
- ・本プログラムにおける提案主体となること。

(2) PL

プロジェクトの責任者です。PLの要件と役割は以下のとおりです。

- ・プロジェクト実施期間中は国内に居住し、かつ、プロジェクト開始時点で代表機関に身分を有すること。
- ・産業界出身・アカデミア出身は問わない。
- ・プロジェクト全体の運営を統括するとともに、研究開発活動を牽引できること。

※プロジェクト全体の運営にあたっては、企業の視点によるマネジメントも求められることから、PL がアカデミア出身の場合は、PL を補佐する産業界出身の副 PL を配置することを推奨します。副 PL も PL 同様、プロジェクト開始時点で代表機関に身分を有することを要件とします。

### (3) 参画機関

代表機関を含み、プロジェクトに参画する全ての大学等、企業等を指します。

大学等と JST は委託研究契約を締結し、JST は当該契約に基づき大学等に委託費を支出します。企業等は、プロジェクト推進のための資金・リソースを産学共創拠点に拠出します（「1.1.5 「本格型」における自立化を促す仕組み」（15 ページ～を参照）。また企業等は、JST と委託契約しませんが、いずれかの大学等の参画機関と共同研究契約等を締結します。共同契約書の写しは JST に提出してください。

### (4) 研究開発責任者・実施責任者・研究開発課題リーダー

プロジェクトにおける、参画機関・研究開発課題ごとの責任者です。

・研究開発責任者：各参画機関（大学等）におけるプロジェクト実施上の責任者（代表機関においては PL）

・実施責任者：各参画機関（企業等）におけるプロジェクト実施上の責任者

・研究開発課題リーダー：各研究開発課題の責任者

※研究開発課題リーダーは研究開発責任者と兼ねることが可能です。

※研究開発課題リーダーは大学等に身分を有している必要があります。

### ○海外機関の参画について

海外機関がプロジェクトに参画することは可能です。ただし、大学等に相当する機関であっても、JST は委託費を支出しません。

なお、海外企業がプロジェクトに参画する場合、国内の各参画機関は、当該海外企業に対して「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン—適正なアプローチに基づく連携の促進—（中間とりまとめ）」（令和元年 6 月 21 日 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)）に準拠した形での連携が求められます。

### 1.1.5 「本格型」における自立化を促す仕組み

本プログラムでは、拠点ビジョンの実現に向け、プロジェクト終了後に産学共創拠点が民間資金

等を活用しながら自立化することを前提とします。したがって、各産学共創拠点は、プロジェクト期間中に早期に持続的な運営が可能な産学共創システムの構築・運営の確立を図るなど、産学共創拠点の自立化に向けた取組を推進することを要件とします。

「本格型」においては、提案時点において、プロジェクト終了後の取組を含めた産学共創拠点の自立化構想を提案し、採択後も構想を適宜見直していただきます。

また、原則として 9 年度目は前年度の委託費から 25%、10 年度目は同 50%減額した上で、当年度の実施計画の内容や中間評価結果に対する取組状況を踏まえた委託費の査定を行います。

### (1) 外部リソースの獲得について

外部リソースとは、「各プロジェクトがその活動を通じて獲得した民間資金（共同研究費、受託研究費、寄附金、会費等を含む）、企業等から拠出されるリソース及び競争的研究費等の公的な外部資金」を指します。

企業等から提供されるリソースとは、プロジェクト推進のために企業等から拠出される貢献（大学等への資金提供を除く）を意味します。

### (リソースの例)

- ・プロジェクトのために企業等が大学等に拠出する設備、備品等
- ・プロジェクトのために企業等が直接支出する研究開発の経費（物品費、人件費、旅費等）
- ・プロジェクトのために企業等が直接支出するマネジメントにかかる経費 等

本格型においては、外部リソースの獲得は必須ですが、提案時点で一定額以上の外部リソースを獲得できていなければいけない等の要件は求めません。なお、提案書には採択後の外部リソース獲得見込みを記載していただきます。

※育成型については、外部リソースの獲得は必須ではありません。

### (2) 研究開発課題への民間資金導入について

個別研究開発課題については、原則としてプロジェクト開始 7 年度目までを目途に PoC を達成することを想定しています（※）。

個別研究開発課題が PoC を達成した以後は、民間資金を活用した研究開発に段階的に移行（PoC 達成年度の翌年度（1 年目）は研究開発経費を 20%程度減、2 年目は同 60%程度減、3 年目以降は 0%を目安）いただきますが、PoC を達成した研究開発課題の研究開発費減額分は、JST と

協議の上、その全部又は一部について、PL の権限で、別の研究開発課題の促進や、新規研究開発課題に充当することが可能です。

PoC の達成の判断基準は、大学等の研究開発方針、企業等の研究開発・事業移管計画なども踏まえて十分な協議を行い、研究開発課題の責任者の同意の下、採択後に設定するものとします。

なお、PoC の達成の判断基準には主に下記のようなものが想定されます。

- ・ 企業等による事業化、製品化の方針決定
- ・ 大学等と企業等との一対一のクローズドの共同研究契約の締結
- ・ 大学等が有する知的財産のライセンス契約の締結
- ・ 大学等発ベンチャー企業の実立 等

原則として、個別研究開発課題の PoC 達成については、PL が適宜判断し、PO がこれを評価し承認することとします。また、PL はプロジェクト内の全研究開発課題について、初回の中間評価時（4 年目）には PoC 達成の見込みを、2 回目の中間評価時（7 年目）には PoC 達成の状況を報告します。

PO は、中間評価、サイトビジット及び拠点面談等の機会のほか、計画書に記載された個別研究開発課題の中間目標達成時期ごとに PoC の内容、達成可否について評価を行うことがあります。

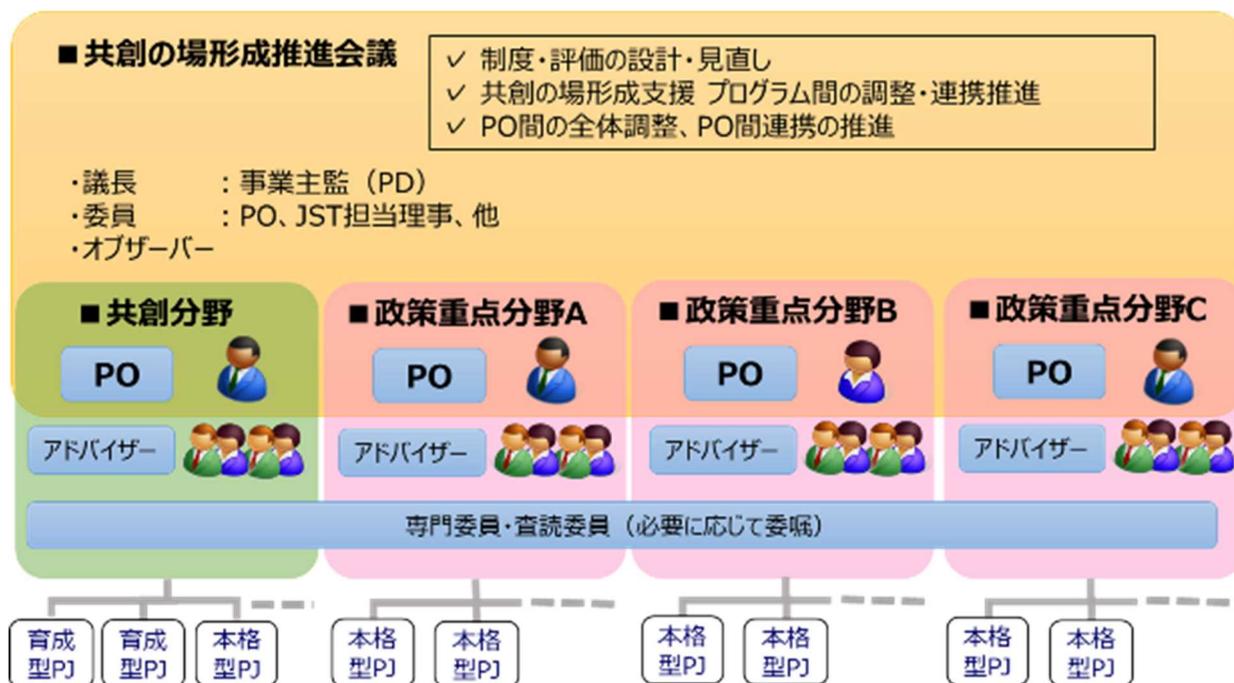
※社会課題解決に向けた共通基盤技術など、PoC 達成が 7 年度目を超える場合や、本質的に PoC 達成が見込めない研究開発課題の提案も認められます。

### 1.1.6 JST によるプログラムのマネジメント

#### (1) プログラムの運営体制

共創の場形成支援プログラムの運営体制として、JST は、事業主監（競争的資金制度におけるプログラムディレクター：PD）を議長とする共創の場形成推進会議（以下、「共創会議」という。）を設置するとともに、共創会議の下に、PO を分野ごとに配置します。また、PO をサポートするための体制として、産学官の外部の有識者・専門家によるアドバイザー等を配置します。

共創会議は、共創の場形成支援プログラムの制度の設計・見直し、プログラム間の調整・連携推進、予算を含む PO 間の横断的事項の調整等、プログラム運営上の重要事項の審議を行います。



(2) POを中心とした柔軟なプログラムマネジメント

各分野の PO は、産学官の外部の有識者・専門家によるアドバイザー及び JST のサポートを得ながら、各種評価※、毎年度のサイトビジットや面談等を通じたプロジェクトの進捗管理を実施し、プロジェクト運営への助言、PoC 達成の判断、委託費の査定、プロジェクトの中止決定等を行います (中止とする場合、成果やノウハウのとりまとめ等に最低限必要な人件費等については、最大 1 年間措置することがあります)。なお、PO が各種評価や進捗管理を実施する際、必要に応じて、専門委員・査読委員を適宜追加する場合があります。また、PoC 進捗状況や各プロジェクトの評価等に係る PO の判断については、説明責任・透明性の観点から、適宜公表を行います。

※各種評価については「2.6 審査 (事前評価) の方法 (27 ページ～)」「3.4 評価 (35 ページ～)」を参照

また、本プログラムでは、PO を中心とした柔軟かつ機動的なプログラム運営を行うため、PO に評価・委託費配分・進捗管理の権限を集中させるとともに、PO の指示のもと、JST 職員・スタッフによるプロジェクトへのハンズオン支援を実施します。

(ハンズオン支援の例)

- ・定期的な現地訪問によるきめ細かい進捗確認・意見交換
- ・プロジェクト横断のイベント企画運営等による拠点間連携の推進
- ・拠点運営ノウハウの好事例共有・横展開等

## 1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

### 1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

#### JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGsの17のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言<sup>※</sup>）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JSTは先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGsはJSTの使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JSTの事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思いをします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 瀧口 道成

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が21世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

○持続可能な開発目標（SDGs）とJSTの取組等については、下記のウェブサイトをご参照ください。

（和文）<https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html>

（英文）<https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html>

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### 1.2.2 ダイバーシティの推進について

#### JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来よ

り実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

### みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組めます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

副理事 ダイバーシティ推進室長 渡辺 美代子

#### 1.2.3 公正な研究活動を目指して

### 公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりからは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期

待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

#### 1.2.4 オープンアクセスおよびデータマネジメントプランについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表しました。本方針では、研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

本プログラムに参画する研究者は、研究成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じ、原則として公開していただきます。

また、各プロジェクトにおいては、本プログラムの成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、プロジェクト実施計画書と併せて JST に提出していただき、本計画に基づいて研究データの保存・管理・公開を実施していただきます。詳しくは、以下をご参照ください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン

[https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline\\_openscience.pdf](https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience.pdf)

なお、JST は、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「4.20 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について」もご参照ください。

なお、本プログラムでは、共創の場形成支援のプログラム間の相乗効果による成果の最大化を図る観点から、センター・オブ・イノベーションプログラム（COI）及び産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（OPERA）を含むプロジェクト間において公開可能な成果データの相互の活用・連携の取組を推奨します。このため、JST はプロジェクトの許諾を得た上で、データマネジメントプランの内容を、上記の他のプロジェクトに開示することがあります。

## 第 2 章 公募・審査

### 2.1 公募の対象となるプロジェクト

#### (1) 実施タイプ

各実施タイプの公募対象となるプロジェクトは以下のとおりです。

実施タイプ	育成型	本格型	
対象分野	共創分野		政策重点分野
※医療分野の研究開発に限定される提案は対象外	科学技術分野全般		国の政策方針に基づき文部科学省が設定する以下の3分野 ・量子技術分野 ・環境エネルギー分野 ・バイオ分野 ※各政策重点分野の詳細は、 <a href="#">公募要領別紙</a> を参照
目標	本格型プロジェクトへのステップアップ	大学等を中心とし、大学等や地域の独自性や強みに基づき成果を生み出す、国際的な水準の持続的な産学共創拠点の形成	大学等を中心とし、国の分野戦略に基づき成果を生み出す、国際的にも認知・評価が高い持続的な産学共創拠点の形成
実施内容	本格型へのステップアップを目指した、拠点ビジョンの深堀り、研究開発課題の組成、研究開発体制・マネジメント体制の構築等を実施。終了時に本格型への移行審査を実施。	SDGsに基づく目指す社会像（拠点ビジョン）を策定、ビジョン実現に向けた異分野融合の研究開発（バックキャスト型研究開発）と、産学共創拠点の持続的な運営を可能とする機能を備えた産学共創システムの構築を一体的に実施。大学等の産学連携システム改革の加速にも繋げる。	

#### (2) 医療分野の公募について

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下、「AMED」という。）の設立に伴い、医療分野の研究開発及び医療分野の研究開発のための環境の整備は、AMED が一元的に実施することとなりました。

そのため、本プログラムでは、医療分野の研究開発に限定される提案は原則として募集の対象外となります。詳細は、AMED ホームページをご参照ください。

AMED ホームページ：<https://www.amed.go.jp/>

## 2.2 公募期間・審査スケジュール

公募期間及び審査スケジュールは以下を予定しています。

- 公 募 開 始 : 令和 2 年 7 月 14 日 (火)
- 公 募 終 了 : 令和 2 年 9 月 8 日 (火) 正午
- 書 類 審 査 期 間 : 令和 2 年 9 月～10 月
- 面 接 審 査 期 間 : 令和 2 年 11 月頃
- 審 査 結 果 の 通 知 : 令和 2 年 12 月以降
- プ ロ ジ ェ ク ト 開 始 : 令和 2 年 12 月以降

※書類審査期間以降は全て予定です。今後変更となる場合があります。

※面接を行う具体的な日時については、JST から対象者に通知いたします。

※育成型に関しては、面接審査を行わない場合があります。

応募は府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を通じて行っていただきます。

締切間際は e-Rad サーバーが混雑するため、提案書の作成状況によっては応募手続きが完了できないことがありますので、時間的余裕を十分にとって、応募を完了してください。

## 2.3 実施内容

### (1) 実施期間、委託費の規模、採択予定件数

各実施タイプの実施期間、委託費の規模、採択予定件数はそれぞれ以下のとおりです。

実施タイプ	育成型	本格型	
対象分野	共創分野	共創分野	政策重点分野
実施期間 (※ i)	最長 2 年度	最長 10 年度	重点分野ごとに設定
委託費の規模 (間 接 経 費 含 む) (※ ii)	25 百万円/年度 程度	プロジェクトの規模に 応じて最大 3.2 億円/年度 程度	(詳細は「公募要領別紙」を 参照)
採択予定件数 (※ iii)	10 件程度	1 件程度	重点分野ごとに設定 (詳細は「公募要領別紙」を 参照)

※ i : 最長の期間です。この範囲において最適な実施期間を設定してください。また実際の実施期間は、プロジェクト実施計画書の精査・承認により決定します。また、PO による進捗状況の確認結果や、各種評価の結果等に応じて、中止する場合があります。

※ ii : 令和 2 年度当初の委託費の目安または最大上限の目安であり、記載額の措置を保証するものではありません。審査の過程で、提案の内容や規模等を勘案し、プロジェクトの実施に必要なかつ妥当と判断される範囲の経費を委託費として措置します。精査の結果、必要性・妥当性が十分ではないと判断される経費は措置しない場合があります。また、令和 3 年度以降の委託費の額は、プロジェクト実施計画書の精査の結果及び各種評価の結果等を踏まえて、年度ごとに決定します。

※ iii : 目安であり、公募・審査の結果、実際の採択件数と異なる場合があります。本格型（共創分野）においては、審査の結果、本採択に加えて、条件付き採択を行う場合があります。

### (2) JST から支出する委託費について

JST が支出する委託費は、直接経費（研究開発経費及びプロジェクト推進経費（※1））と間接経費（直接経費の 30%相当額）の総額となります。

提案にあたっては、プロジェクト実施期間中における委託費の所要額（概算）を算出して提案書に記載していただきますが、実際に JST が支出する委託費は、審査の結果等に基づき、調整する場合があります。また、採択後においても、プロジェクトの進捗状況及び中間評価の結果等を踏まえ、委託費の調整を行うことがありますので、予めご了承ください。

- ※1 研究開発経費：個別研究開発課題の研究活動に係る経費
- プロジェクト推進経費：産学共創システムの構築に係る経費  
（プロジェクト推進経費の例）
  - ・プロジェクトの運営・マネジメント活動に係る経費
  - ・その他、産学共創システムの構築に係る経費

### ○ 特許関連経費の直接経費からの支出について

本プログラムでは、プロジェクト期間内に特許権取得が見込まれる成果に係る特許関連経費（出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等の出願にかかる経費）について、直接経費からの費用計上を可能としています。特許関連経費を直接経費から計上する場合、大学等は所定の様式により、原則として特許出願前までに JST に申請を行い、JST の承認を受ける必要があります。なお、直接経費により出願した特許が研究開発期間内に成立しなかった場合、直接経費からの充当を可とする JST からの回答書に基づき計上されている限りにおいて、支出

済みの経費区分を修正する必要はなく、かつ JST から当該特許関連経費の返還は求めません。

### 2.4 応募要件

#### 2.4.1 提案機関の構成要件

大学等を代表機関とする 3 機関以上の連名によりプロジェクトを提案してください。うち、少なくとも 1 機関は民間企業であることが要件となります。

#### 2.4.2 提案者

代表機関が、本プログラムにおける提案者となります。代表機関の要件は以下の通りです。

- ・プロジェクト運営と研究開発の中心的な役割を担うこと。
- ・PL が所属する国内の大学等であること。
- ・本プログラムにおける提案主体となること。

### 2.5 応募方法

本プログラムでは、府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。）からの応募情報登録（提案書類のアップロード）が必要となります。e-Rad の操作方法については「5.7 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の具体的な操作方法と注意事項」（69 ページ～）を参照してください。

なお、締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない課題提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

#### 【提案書様式の入手方法】

e-Rad で受付中の公募一覧から、公募要領と提案書様式がダウンロード可能です。また、下記ホームページからもダウンロードできます。

○本プログラム公募情報 <https://www.jst.go.jp/pf/platform.html>

### 2.6 審査（事前評価）の方法

#### 2.6.1 審査の手順

##### ①形式審査

提案書類について、応募の要件（提案者の要件、提案内容の要件、必要な書類の有無、不適正経理に係る申請資格の制限等）を満たしているかについて審査します。応募の要件を満たしていないものは、以降の審査の対象から除外されます。

##### ②書類審査

分野ごとに PO がアドバイザー等の協力を得て、書類審査を実施し、面接審査を実施する提案を選定します。

※ただし、育成型については、面接審査を実施しない場合があります。

### ③面接審査

分野ごとに PO がアドバイザー等の協力を得て、面接審査を実施します。面接審査の実施要領・日程等は提案者に改めてお知らせいたします。

### ④ 採択候補提案の選定

書類審査及び面接審査を踏まえ、JST は採択候補提案を選定します。

### ⑤ プロジェクト実施計画等の調整

採択候補提案に関し、提案者とプロジェクト実施計画及び委託研究契約に係る採択条件の調整を行います。採択条件に合意できない場合は採択辞退とみなします。

### ⑥ 採択プロジェクトの決定・公表

採択条件の合意が得られたプロジェクトを JST が決定します。採択した拠点については、拠点名、PL の氏名・所属機関名・役職、代表機関名、参画機関名、プロジェクトの概要を JST のホームページ等で公表します。不採択の場合は、提案内容の公表は一切行いません。

※審査の過程においては、提案者及び提案書に連名する機関（以下「提案者等」という）に対し、提案内容等についての問い合わせを行う場合があります。

※審査は全て非公開で行います。

※審査の経過は通知いたしません。また、お問い合わせにも応じられませんのでご了承ください。

## 2.6.2 審査の観点

審査（形式審査は除く）は、以下の項目及び主な観点等に基づき総合的に実施します。なお、育成型は、本格型へのステップアップを目指すものとして位置づけていることを踏まえて審査を実施します。

○本格型

審査の項目	審査の主な観点
<p>拠点ビジョンに基づくシナリオ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拠点ビジョンが明確で、SDGs の方向性と合致しているか。SDGs 目標との関連が具体的に整理されているか</li> <li>・ 拠点ビジョンが、多様なステークホルダーによる多角的な視点を取り入れているか</li> <li>・ 拠点ビジョンが、国際的な水準の持続的な成果を生み出す拠点を指すものになっているか</li> <li>・ 拠点ビジョンが野心的なものか、ワクワクするか（※ i）</li> <li>・ ターゲットがバックキャストにより適切に設定されているか</li> <li>・ ターゲットの達成に向けた最適な研究課題が設定されているか。</li> </ul> <p>（以下の項目は、政策重点分野のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各政策重点分野の募集内容を踏まえた拠点ビジョン・ターゲットとなっているか</li> </ul>
<p>研究開発計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設定した研究開発課題について、他の手段と比較して優位性が明確か</li> <li>・ 研究開発課題を達成する研究能力があるか</li> <li>・ 産学連携、異分野融合の複数の研究開発課題が適切に設定されているか</li> <li>・ ロードマップ、中間目標が明確に設定されているか</li> <li>・ 制度・規制面等、ELSI の課題への対応が考慮されているか</li> </ul> <p>（以下の項目は、政策重点分野のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各政策重点分野の募集内容を踏まえた研究開発計画となっているか</li> </ul>
<p>運営体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究開発基盤、産学連携マネジメント体制が十分か</li> <li>・ 産学官連携ガイドラインを踏まえた適切な運営方針が策定されているか</li> <li>・ PL にビジョン達成に向けた熱意があるか</li> <li>・ PL にプロジェクトマネジメントに関する十分な資質があるか</li> <li>・ 外部リソース獲得の計画は妥当か</li> <li>・ 研究人材・マネジメント人材の育成方針が妥当か</li> <li>・ 既存の産学連携体制・ノウハウ等の活用・連携が十分か</li> <li>・ プログラムで構築する産学共創システムが代表機関の運営にも継承される仕組みになっているか</li> </ul> <p>（以下の項目は、政策重点分野のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各政策重点分野の募集内容を踏まえた運営体制となっているか</li> </ul>
<p>持続可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代表機関が、プログラム終了後も責任をもって運営体制を持続・発展させることにコミットしているか</li> <li>・ 自立化に向けた外部資金獲得や新規参画機関参入の計画は妥当か</li> </ul>

※ i : 科学的根拠に基づいたストーリー性のある独創的構想によって想起される、期待感や高揚感等を指す。

○育成型

審査の項目	審査の観点
拠点ビジョンに基づくシナリオ構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点ビジョンが明確で、SDGs の方向性と合致しているか。SDGs 目標との関連が具体的に整理されることが見込まれる構想か</li> <li>・多様なステークホルダーによる多角的な視点を取り入れた、日本にとって意義のある計画がなされているか</li> <li>・拠点ビジョンが野心的なものか、ワクワクするか</li> <li>・ビジョン達成に必要な中心的課題の明確化が期待できるか</li> <li>・バックキャストによる研究開発課題の明確化が期待できる構想となっているか</li> </ul>
研究開発構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産学連携、異分野融合の複数の研究開発課題が適切に設定される見込みがあるか</li> <li>・制度・規制面等、ELSI の課題への対応が検討されているか</li> <li>・ロードマップ、中間目標の明確な設定が期待できるか</li> </ul>
運営体制の構想	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発基盤、産学連携マネジメント体制は十分か</li> <li>・産学官連携ガイドラインを踏まえた適切な運営方針の策定が期待できるか</li> <li>・PL にビジョン達成に向けた熱意があるか</li> <li>・PL にプロジェクトマネジメントに関する十分な資質があるか</li> <li>・外部リソース獲得が期待できるか</li> <li>・研究人材・マネジメント人材の育成方針の策定が期待できるか</li> <li>・既存の産学連携体制・ノウハウの活用・連携が検討されているか</li> </ul>

### 2.6.3 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

#### (1) 審査に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、提案者等に関して、下記に示す利害関係者は審査に加わりません。

- a. 提案者等と親族関係にある者。
- b. 提案者等と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業に所属している者。

- c. 提案者等と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- d. 提案者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 提案者等の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

## (2) PL の利益相反マネジメント

PL が「PL に関係する機関」をプロジェクトの参画機関とする提案を行い、本事業に採択された場合、「PL に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、PL の利益相反に該当する可能性があります。従って、PL と「PL に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「PL に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の参画機関をいいます。なお、a 及び b については PL のみではなく、PL の配偶者及び一親等内の親族（以下、「PL 等」と総称します。）についても同様に取り扱います。

- a. PL 等の研究開発成果を基に設立した機関。  
(直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。)
- b. PL 等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- c. PL が株式を保有している機関。
- d. PL が実施料収入を得ている機関。

「PL に関係する機関」を参画機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から PO が審議します。そのため、「PL に関係する機関」を参画機関とする場合、【提案様式 1 の特記事項欄】にて「PL に関係する機関」が参画機関に含まれていることを申告してください。なお、PL の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

## (3) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）がプロジェクト参画機関となっている提案を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を参画機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について PO が審議します。

そのため、JST の出資先企業を参画機関とする場合、【提案様式 1 の特記事項欄】にて出資先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、参画機関が JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

なお、本プログラムでは企業等へ研究資金を配分しませんが、企業等からの外部リソース獲得額が中間評価等の評価対象になりうる関係上、JST の規定に基づき、「PL の利益相反マネジメント」および「JST の利益相反マネジメント」を実施します。

※JST の出資先企業については下記ウェブサイトを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については下記ウェブサイトを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

## 第 3 章 採択後の研究推進等について

### 3.1 プロジェクト実施計画の策定

採択決定後、PL はプロジェクト実施計画書を作成します。実施計画書には委託費の使途や実施体制についての計画が含まれます。実施計画書は年度ごとに作成し、各年度の実施計画は PO の承認を経て決定します。

PO は実施計画の承認にあたり、事前評価の過程や、プロジェクトの進捗状況、各種評価の結果等を基に、実施計画に対する助言や調整、指示を行います。

なお委託費及び実施体制は、PO によるマネジメント、各種評価の結果、本プログラム全体の予算状況等に応じ、プロジェクトの途中で随時見直しを行います。

### 3.2 委託研究契約

- a. 採択決定後、PO の承認を経て決定されたプロジェクト実施計画書に基づき、JST は、研究開発責任者の所属する大学等との間で委託研究契約を締結します。
- b. 委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「3.6 研究機関の責務等」(36 ページ ~) をご参照ください。
- c. 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条(日本版バイ・ドール条項)に掲げられた事項を大学等が遵守すること等を条件として、原則として大学等に帰属します。ただし、海外の機関に対しては適用されません。

### 3.3 委託費

JST は委託研究契約に基づき、直接経費(研究開発経費とプロジェクト推進経費)に間接経費(原則として直接経費の 30%)を加え、委託費として大学等に支払います。

#### 3.3.1 直接経費

直接経費とは、プロジェクト実施上、直接的に必要な経費です。直接経費は、研究開発経費及びプロジェクト推進経費により構成され、以下の使途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備※・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究開発責任者およびプロジェクト実施計画書記載のプロジェクト参加者等の旅費

- c. 人件費・謝金：プロジェクト参加者（但し、研究開発責任者を除く）の人件費・謝金
- d. その他：研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）等

- ※ 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「4.12 研究設備・機器の共用促進について」（50 ページ）をご参照ください。共通化した機器であっても、維持管理・運用にかかる経費であれば支出を認めます。
- ※ 研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、別途事務処理説明書等においても必要な要件や手続きの方法を定める予定ですので、ご確認ください。

(注)直接経費として支出できない経費の例

- ・プロジェクトの目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの※

- ※ JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

- ※上記 URL は研究契約書類が掲載されている TOP ページとなります。研究契約書類が準備でき次第、こちらのサイトに掲載します。

なお、研究開発を目的とした再委託は原則禁止です（研究開発要素を含まない解析等の請負契約は可能です）。

### 3.3.2 間接経費

間接経費とは、プロジェクト実施に伴う大学等の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の 30%が措置されます。大学等は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和元年 7 月 18

日改正) に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、用途の透明性を確保する必要があります。

#### 3.3.3 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱い異なる他、機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります）。

#### 3.4 評価

PO は、アドバイザー等の協力を得て、育成型における本格型への移行評価や本格型における中間評価及び事後評価等、プロジェクトの各種評価を実施します。

「育成型」における本格型への移行評価は、プロジェクトの2年度目（最終年度）に実施します。

「本格型」における中間評価は、プロジェクト開始後、4年度目及び7年度目を目安として、事後評価は、プロジェクト終了後できるだけ早い時期又はプロジェクト終了前の適切な時期にそれぞれ実施します。上記の他、PO が必要と判断した時期に、プロジェクト評価を行う場合があります。

各種評価のプロジェクト評価の結果は、以後のプロジェクト実施計画の調整、資源配分（委託費の増額・減額や研究開発体制の見直し等を含む）に反映します。評価結果によっては、プロジェクトの早期終了（中止）や一部縮小、プロジェクト間の融合・連携調整等の措置を取ります。

プロジェクト終了後一定期間を経過した後、拠点の自立化・発展状況や成果等の活用状況、参画者の活動状況等について追跡評価・追跡調査を実施する場合があります。

その他、プログラム全体の目的達成に向けた進捗状況や運営状況等の観点から、PO 等を対象としたプログラム評価が行われる場合があります。PL はじめ、プロジェクト関係者は、当該評価に必要と認められる範囲で協力していただきます。

#### 3.5 PL 等の責務等

PL、研究開発責任者、研究開発担当者及びプロジェクト運営担当者（※）は、JST の委託費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、委託費を公正かつ効率的に執行する責務があります。

※ 研究開発担当者：プロジェクトに参画する大学等の研究者等

プロジェクト運営担当者：プロジェクトに参画する大学等のプロジェクト運営担当者

(1) プロジェクトのマネジメント

PL は、プロジェクト遂行上のマネジメント、成果の公表等及び産学共創システムの構築等を含むプロジェクトの推進全般についての責任を持つ必要があります。シナリオの作成、プロジェクト実施計画書の作成、各種承認申請書の提出及び定期的な報告書の提出等は、PL が行ってください。

特に、プロジェクト実施計画の大幅な変更（例えば参画企業の経営上の都合等により、プロジェクトの継続に困難が生じる事態が発生した場合等）は、PL は速やかにその旨を JST に連絡してください。

(2) プロジェクト内の予算配分

PL は、プロジェクトを実施するにあたり、定められた予算額内において、委託費の配分権限及び説明責任を持ちます。PL は、拠点ビジョンの実現に資する取組のために、機動的な予算配分を行ってください。

(3) プロジェクトの評価等への対応

PO は、各種評価の結果に基づき、プロジェクト実施計画や共同研究体制の見直し等を PL に求めることがあります。評価結果によっては、プロジェクト実施計画の変更だけでなく、委託費の増額・減額や委託研究契約の中止を行うことがあります。

(4) 情報共有の推進

研究開発の相乗効果を最大限引き出すために、拠点内での有用な知見・知的財産権などの情報共有が重要です。PL は、設置する会議体等にて大学等や企業等の担当者とともに、許容する情報共有の範囲、研究開発により得られた知的財産権の取扱等について協議し、拠点内の情報共有を推進する必要があります。

### 3.6 研究機関の責務等

参画機関のうち大学等に相当する機関（以下、「研究機関」とする。）は、本プログラムが国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識するとともに、関係する国の法令等を遵守し、プロジェクトを適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為又は不適正な経理処理等を防止する措置を講じることが求められます。

(1) 委託研究契約の締結

JST は、研究機関と個別に委託研究契約を締結します。委託研究契約を締結するにあたっては、関係する国の法令等の遵守はもとより JST の委託研究契約書に定める契約条項に同意することが必要になりますが、万一、その内容（経費の積算を含む）について双方の合意が得られない場合は、採択されたプロジェクトであっても契約に至らない場合があります。なお、国の政策や政府予算の制限等、やむを得ない事情が生じた場合には、JST はプロジェクト実施計画の変更又はプロジェクトの中止を求めることがあります。

#### (2) 経理管理、実施報告

研究機関は、委託費の経理状況を常に把握するとともに、委託費の使用にあたっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努める必要があります。また、本委託費は、国の予算から支出されているため、会計検査の対象となり実地検査が行われる場合があります。また、委託研究契約に基づく各種報告書を適宜 JST に提出していただきます。これら各種報告書は代表機関で取りまとめていただきます。

#### (3) 取得物品の帰属

JST が支出する委託費により研究機関が取得した物品等については、当該研究機関に帰属させることが可能です。なお、これら物品等は、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。

#### (4) 調査への協力

プロジェクト終了後、JST が実施する追跡調査（フォローアップ）等にご協力いただきます。その他、必要に応じて、プロジェクト実施期間中における進捗状況の調査等にもご協力いただきます。

#### (5) 外部リソースの管理

代表機関においては、拠点に提供される民間資金を含む外部リソースの管理を適切に行ってください。毎年度、実績を JST へ報告していただきます。拠点に参画する企業等は、プロジェクトについて自ら支出する経費に関する帳票類について、当該企業等の内部規定に基づいて保管してください。

#### (6) 企業等との共同研究契約等について

研究機関は、参画する企業等と共同研究契約等を締結し、JST にその写しを提出する必要があります。参画機関間でのプロジェクトの実施に関する契約・覚書等であれば、契約方式は各拠点の判断にお任せします。大学等と民間企業が締結した共同研究契約等については、プロジェクト開始後 3 ヶ月以内を目処に、そのコピーを JST に提出していただきます。提出していただいたコピーは JST 内で管理し、非公開とします。

(7) 知的財産権の帰属、管理等

研究開発により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権）については、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール制度）を適用し、同条に定められた一定の条件（出願・成果の報告等）の下で、原則発明者の持ち分に応じて当該発明者が所属する機関に帰属させることができます。

なお、本プログラムにおいては、産学双方による研究開発を効果的・効率的に推進する産学共創システムの整備状況（知的財産の取扱いルールや人材育成システム等）をプロジェクト実施における重要な評価項目の一つにしています。このため PL は、企業等及び大学等の協議を踏まえ、企業等が参画することへの価値を提供できる具体的な知的財産の取扱いルールを策定していただきます。

(8) 研究開発の成果等の発表

本プログラムにより得られた成果は、知的財産の保護等、各拠点が定める運営方針に留意した上で、国内外の学協会、マスコミ等に広く公表し、プロジェクトで開発された試作品、製品等について説明・展示する機会やスペースを設ける等、積極的に成果の公開・普及に努めてください。また、JST はプロジェクト実施期間中及びプロジェクト終了後、必要に応じて、得られた成果の発表を求める場合があります。

新聞、図書、雑誌又は論文等によって本プログラムで得られた成果を発表される場合は、JST に事前にご連絡いただくとともに、本プログラムによる成果であることを必ず明記していただきますようお願いいたします。

(9) プロジェクトのホームページ開設

情報公開や新たな大学等及び企業等を拠点に呼び込むためのプロモーション活動の一環等として、代表機関は、採択後速やかに拠点のホームページ開設をお願いいたします。

(10) その他の責務

研究機関は、研究を実施する上で、委託費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で委託研究契約を締結しなければなりません。また、研究開発契約書、事務処理説明書、プロジェクト実施計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。委託研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められま

せん。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/pf/platform/download>

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定／平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文科科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.23（1）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について」（57 ページ））。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm)

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.24（1）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」（58 ページ））。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、委託費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託費の用途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）
- f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託費の支払い方法の変更や委託費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託費の返還等の措置を講じる場合があります。)
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けています(受講等に必要な手続き等は JST で行います)。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって委託費の執行を停止するほか、指示があるまで、委託費の執行を再開しないでください。

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、プロジェクト期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

### 3.7 その他留意事項

#### 3.7.1 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の委託費（間接経費を除く）により研究員等として専従雇用されている研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、研究課題等に「男女共同参画促進費」（上限金額：月額 30 万円×支援月数）を支給します。

詳しくは、以下ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

#### 3.7.2 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、13 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 19,000 件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの公募書類を作成できます。

## 第 4 章 応募に際しての注意事項

### 4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

プロジェクトリーダーは、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の (1) ~ (2) のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について」(65 ページ~) をご参照ください。

#### (1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム (eAPRIN (旧 CITI) を含む) を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

#### (2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合 (所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

##### a. 過去に JST の事業等において eAPRIN (旧 CITI) を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN (旧 CITI) を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

##### b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN (旧 CITI) ダイジェスト版を受講することができます。受講方法は、研究提案公募ウェブサイトをご参照ください。

研究提案公募ウェブサイト <https://www.jst.go.jp/pf/platform/download.html>

下記 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1~2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び受講確認書に記載されている受講確認書番号 (数字 7 桁+ARD) を申告してください。

■ 研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail : [rcr-kousyu@jst.go.jp](mailto:rcr-kousyu@jst.go.jp)

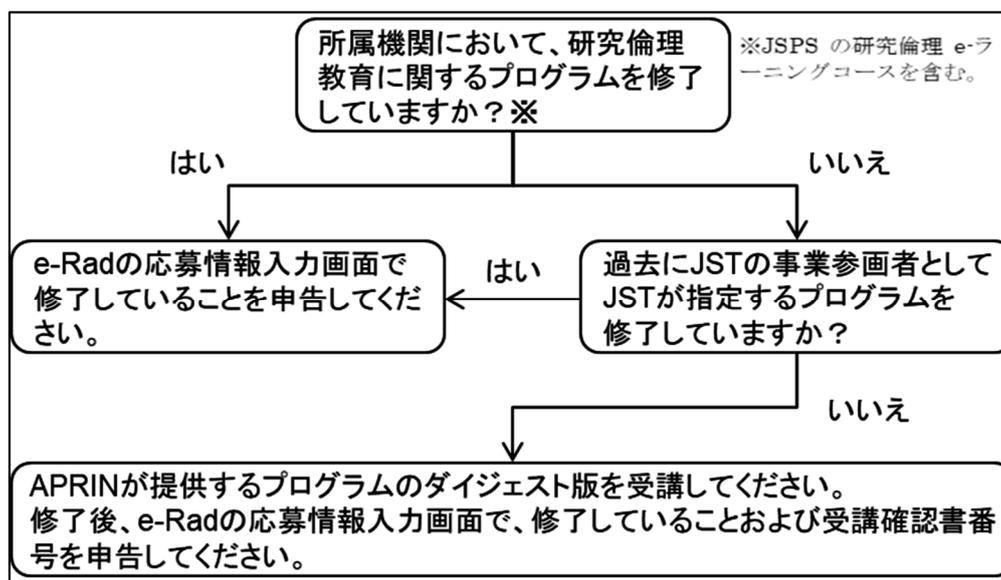
■ 公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 イノベーション拠点推進部 共創の場グループ

E-mail : [platform@jst.go.jp](mailto:platform@jst.go.jp)

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN (旧 CITI)」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則として全ての研究参加者に「eAPRIN (旧 CITI)」の単元を受講・修了していただきます (ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN (旧 CITI) の単元を修了している場合を除きます)。

## 4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

### ○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題 (競争的資金及び提案公募型研究資金 (以下「競争的資金等」といいます。)) が配分される研究の名称及びその内容をいう。) に対して、国又は独立行政法

人（国立研究開発法人含む。以下同じ）の複数の競争的資金等が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」といいます。）を行うことがあります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

#### ○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

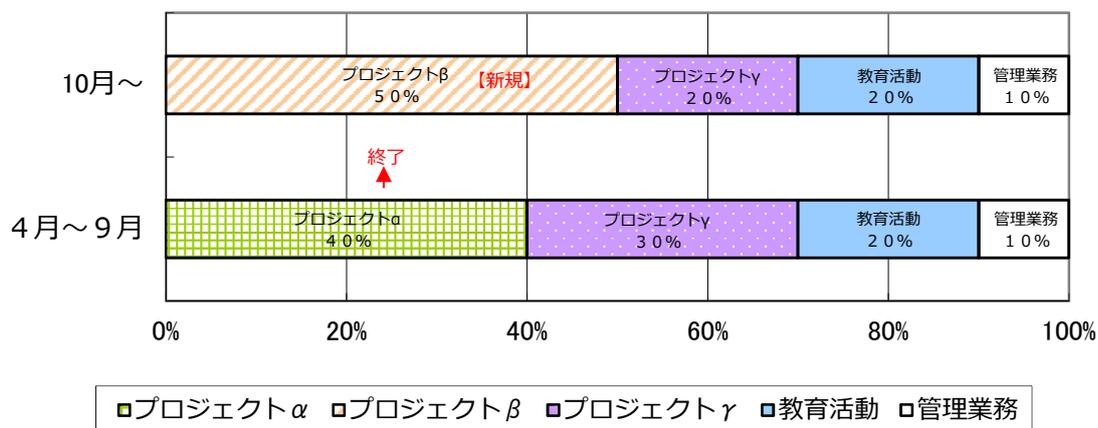
※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

エフォートの考え方

エフォートの定義について

- 第 3 期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」※を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率 40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率 50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が 30%から 20%に変化することになります。

※「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成 29 年 6 月 22 日改正）

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

**4.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況**

不合理な重複・過度の集中排除に関する記入内容について、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

**4.4 不正使用及び不正受給への対応**

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加<sup>※1</sup>資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」といいます。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者<sup>※2</sup> に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度等において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※3
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 ※1	1 個人の利益を得るための私的流用	10年
	2 1以外 ①社会への影響が大きく、行為 の悪質性も高いと判断される もの	5年
	② ①及び③以外のもの	2～4年
	③ 社会への影響が小さく、行 為の悪質性も低いと判断され るもの	1年
偽りその他不正な手段により 競争的資金等を受給した研究 者及びそれに共謀した研究者		5年
不正使用に直接関与していな いが善管注意義務に違反して 使用を行った研究者 ※2		善管注意義務を有する研 究者の義務違反の程度に 応じ、上限2年、下限1年

以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少  
額な場合

※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者  
のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概

要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL をご参照ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

#### 4.5 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等<sup>※</sup>において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的資金制度等」について、令和 2 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和元年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

#### 4.6 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

#### 4.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究管理システム（e-Rad）を通じて JST に報告が必要となります（複数の競争的資金を獲得した研究機関においては、それらの競争的資金に伴う全ての間接経費をまとめて報告して

ください)。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル ([https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)) 又は「よくある質問と答え」 (<https://qa.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

#### 4.8 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

#### 4.9 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/pf/platform/koubo.html>

現在、「統合イノベーション戦略 2019」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）の支出をする場合に必要な要件や手続の方法については、別途事務処理説明書等において定める予定ですので、ご確認ください。

#### 4.10 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内としています。

#### 4.11 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的資金等において以下のとおり対応しています。

- (1) 研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

#### 4.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下「機器共用システム」といいます。）を運用することが求められています。

加えて、「研究力向上改革 2019」（平成 31 年 4 月 23 日 文部科学省）や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日 総合科学技術・イノベーション会議）においても、研究機器・設備の整備・共用化促進が求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」、各大学等において「設備サポートセンター整備事業」や「新たな共用システム導入支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）

[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216\\_01\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf)

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」  
（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm)
- 競争的資金における使用ルール等の統一について  
（平成 29 年 4 月 20 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）  
[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3\\_siyouruuru.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouruuru.pdf)
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」  
（資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ（R2.3.31））  
[https://www.mext.go.jp/content/20200603-mxt\\_sinkou02-100001873-01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200603-mxt_sinkou02-100001873-01.pdf)
- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」  
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」  
[https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo\\_brochure2019.pdf](https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2019.pdf)

#### 4.13 博士課程（後期）学生の処遇の改善について

第 5 期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられており、各大学や研究開発法人における T A（ティーチング・アシスタント）や R A（リサーチ・アシスタント）等としての博士課程（後期）学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）においては、「将来的に希望する博士後期課程学生が生活費相当額程度を受給できる」ことを目標として、具体的施策の一つとして「競争的研究費や共同研究費における R A 等の適切な給与水準の確保の推進」が掲げられています。

この他、「2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿 ～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～」(審議まとめ)(平成 31 年 1 月 22 日中央教育審議会大学分科会) や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—中間まとめ」(令和元年 10 月 24 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)においても、競争的資金や企業との共同研究等を含め多様な財源を活用した支援が必要であるとされ、博士課程（後期）学生の R A への積極雇用や処遇の充実や T A の充実、研究時間確保に向

けた取組としても T A の積極的な導入による教員の授業負担の軽減が求められています。

また、博士課程（後期）学生が R A 等として業務の補助を行う場合は、その補助業務に対して適正な対価を支払う必要があると考えられます。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程（後期）学生を積極的に RA・TA として雇用するとともに、給与水準については生活費相当額とすることを目指しつつ、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程（後期）学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

- ・生活費相当額の給与水準として、年額では 180～240 万円程度、月額では 15～20 万円程度とすることを推奨しますので、それを踏まえて研究費に計上してください。その際、業務の性質や内容を踏まえつつ、時間単位に基づく支払い以外にも月単位や年単位に基づく支払いを行うことも考えられます。

※生活費相当額の給与水準（年額 180～240 万円程度）について

第 5 期科学技術基本計画では生活費相当額として年額 180 万円が想定されていることと、優秀な博士（後期）課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）の支給額を参考とし、生活に必要な額の範囲の目安として年額 180 万～240 万円としています。

- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。

学生を R A 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程（後期）学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

### 4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革 2019」（平成 31 年 4 月 23 日文科科学省）や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—中間まとめ」（令和元年 10 月 24 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5 年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメント

の構築に向けて～」(平成 31 年 2 月 25 日文科科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、用途の自由度の高い経費を活用することで、5～10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、プロジェクト実施期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間(5 年程度以上)の任期を確保するよう努めてください。

### 4.15 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

### 4.16 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うに当たっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」といいます。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター  
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

### 4.17 生命倫理、安全の確保、及び動物実験の取扱い

応募にあたっては、生命倫理及び安全の確保、又は実験動物の取扱いに関し、実施機関の長等の承認・届け出・確認等が必要な研究開発及び共同研究企業から国等への届出・申請等が必要な研究開発 ※の有無を確認してください。また、これらに該当する研究については、開始時までには必ず

所定の手続きを完了してください。

※ 詳しくは下記ホームページをご参照ください。

- ・ 文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/seimei/main.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm)

- ・ 環境省ホームページ「「動物の愛護及び管理に関する法律」に係る法規集」

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/rule.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/rule.html)

なお、上記の手続きを怠った場合又は 当該法令等に適合しない場合には、審査の対象から除外され、採択の決定が取り消されることがありますので注意してください。

#### 4.18 人権及び利益保護への配慮

相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を行う申請の場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず申請前に適切な対応を行っておいてください。

#### 4.19 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関する市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

[https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf)

(参考)「第 5 期科学技術基本計画」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

#### 4.20 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について

バイオサイエンスデータベースセンター (NBDC) (<https://biosciencedbc.jp/>) は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されたものです。「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」(平成 25 年 1 月 17 日) では、同センターが中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータおよびデータベースについて、同センターからの公開にご協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	<a href="https://integbio.jp/dbcatalog/">https://integbio.jp/dbcatalog/</a>
2	論文発表等で公表した成果に関わるデータの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物	生命科学データベースアーカイブ	<a href="https://dbarchive.biosciencedbc.jp/">https://dbarchive.biosciencedbc.jp/</a>
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	<a href="https://humandbs.biosciencedbc.jp/">https://humandbs.biosciencedbc.jp/</a>

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話 : 03-5214-8491

e-mail: [nbdc-kikaku@jst.go.jp](mailto:nbdc-kikaku@jst.go.jp)

#### 4.21 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment(謝辞)に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の 10 桁の体系的番号は、JPMJPF0000

○（○○○○は課題個別に付与）です。

論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下のとおりです。

（体型手番号「JPMJPF1234」の例）

【英文】

This work was supported by JST Grant Number JPMJPF1234.

【和文】

本研究は、JST 共創の場形成支援プログラム JPMJPF1234 の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

#### 4.22 競争的研究費改革について

現在、政府において、「統合イノベーション戦略 2019」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

#### 4.23 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）<sup>※1</sup>の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm)

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和 2 年 4 月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行わないが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1301688.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm)

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

#### 4.24 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）<sup>※1</sup>を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

(2)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和2年4月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行うが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1374697.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm)

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(3)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

### （ii）申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

※ 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

#### 4.25 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

#### 4.26 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイト

において公開します。

### 4.27 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。なお、各研究代表者やプログラム代表者の個別の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad に登録が難しい場合は、JST から内閣府にその情報を提供することがあります。

### 4.28 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

### 4.29 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が審議等の結果発明等を権利化しないと判断した場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指しま

す。)

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

#### 4.30 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和 2 年 2 月 12 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、本事業で雇用される若手研究者のエフォートの一定割合（20%を上限とする。）について、研究代表者及び所属研究機関からの承認が得られた場合は、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動への充当を可能としております。詳しくは、下記を参照してください。

○JST 競争的研究費により雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施について

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf>

#### 4.31 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について

「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）においては、「行政が公的な事業として実施していた研究支援や研究成果の社会への還元等について、強い思いと情熱を持ちビジネスとして実施するスタートアップが出現し始めていることを踏まえて、新たな官民連携の仕組みの形成が求められる。」としています。

そのような中、文部科学省は、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度」を創設しました。本制度は民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的としています。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページよりご覧いただけます。ぜひご活用ください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/kihon/1422215\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm)

（参考）「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyuu/gijyutu22/houkoku/1422095\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyuu/gijyutu22/houkoku/1422095_00001.htm)

## 第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

### 5.1 e-Rad について

e-Rad とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※ 「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

- ・ ユーザビリティ改善の観点から、画面デザイン、メニュー構成等が全面的に刷新されました。
- ・ 新システムのマニュアルは、e-Rad ポータルサイトに掲載しています。主な変更点についても記載しておりますので、必ずご確認ください。

研究機関向け操作マニュアル：[https://www.e-rad.go.jp/manual/for\\_organ.html](https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html)

### 5.2 e-Rad を利用した提案書類の提出について

本公募は、e-Rad からの応募情報登録（提案書類のアップロード）が必要となります。

- ・ 本プログラムは、「研究機関単位」の応募であるため、e-Rad の「応募情報登録における代表研究機関」は代表機関とします。
- ・ 提案書の作成は、代表機関に属する PL が取りまとめて行い、e-Rad を利用した応募情報登録は代表機関の e-Rad 事務代表者が行ってください。
- ・ 本提案においては科研費等のように研究者個人の研究者番号を利用した提案はできませんので注意してください。
- ・ 提案書と e-Rad の記載に、齟齬がないように十分に注意してください。提案書の記載内容を修正した場合、e-Rad 応募情報にも最新の情報が転記されているよう必ず修正してください。
- ・ 審査の過程で、提案書と e-Rad の記載内容に齟齬が判明した場合、提案書の記載を正として審査を進めます。予めご了承下さい。

### 5.3 e-Rad の使用に当たっての留意事項

#### （1）e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイト(<https://www.e-rad.go.jp>)から参照又はダウンロードすることができます。

#### （2）システムの利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにてあらかじめお知らせがあります。

#### （3）代表機関の登録

本プログラムに代表機関として提案を希望する大学等は、提案時まで e-Rad に研究機関登録されていることが必要となります。

代表機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

#### （4）研究者情報の登録

代表機関は PL の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用のマニュアルを参照してください。

## 5.4 システムを利用した申請の流れ

### e-Rad への研究機関登録

代表機関で 1 名、事務代表者を決め、e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

参照：<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>



### 事務代表者のログイン

システム運用担当から所属研究機関通知書（事務代表者のシステムログイン ID、初期パスワード）が届きます。通知書に記載されたログイン ID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル：e-Rad 操作マニュアル 0. 共通編「0.7 ログイン方法」



### 部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

e-Rad 上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者（プロジェクトリーダー）を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

参照マニュアル：研究機関事務代表者向け操作マニュアル 1. 研究機関手続き編  
2. 研究者手続き編、3. 研究機関事務分担者手続き編



### 公募要領・申請様式の取得

e-Rad で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と提案書様式をダウンロードします。もしくは、本プログラムホームページから当該ファイルをダウンロードします。

参照：<https://www.jst.go.jp/pf/platform/koubo.html>



### 応募情報の入力と提出

システムに必要な事項を入力及び提案書類を代表機関の事務代表者がアップロードします。



### JST にて応募情報を受理

### 5.5 e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

本プログラムそのものに関する問合せは JST の担当部署にて受け付けます。

e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。

本プログラムホームページ及び e-Rad ポータルサイトをよくご確認の上、問い合わせてください。

○本プログラムホームページ：<https://www.jst.go.jp/pf/platform/>

○e-Rad ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp>

本プログラムに関する問い合わせ及び提案書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST 共創の場グループ	03-5214-8487(TEL) 10:00～17:00※土曜日、日曜日、祝日を除く。 platform@jst.go.jp (e-mail)
e-Rad の操作方法に関する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877 (ナビダイヤル) 9:00～18:00※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。

### 5.6 提案書類提出・作成時の注意事項

- ① システムの操作マニュアルは、「7.e-Rad の具体的な操作方法と注意事項」を参照してください。
- ② 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 10MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に JST 担当部署に問い合わせてください。
- ③ 作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。(e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。また、お使いの PC で利用できる PDF 変換ソフトのダウンロードも可能です。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず e-Rad マニュアル(<https://www.e-rad.go.jp/manual/02-13.pdf>)を参照してください。
- ④ 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関受理待ち」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。

これらのステータスにならない場合は、提出締切日までに余裕をもって JST 担当部署まで連絡してください。

- ⑤ e-Rad による応募情報登録は締め切りの数日前に余裕をもって行ってください（締め切り間際はシステムが混雑し、大変時間がかかる場合があります）。
- ⑥ 提案書類に不備等がある場合は審査対象とはなりませんので、公募要領及び提案書様式の注記等を熟読の上、注意して記入してください。（提案書様式のフォーマットは変更しないでください。）公募締切後の提案書類の差替えは固くお断りいたします。また、提案書類の返却は致しません。

## 5.7 e-Rad の具体的な操作方法と注意事項

（1）e-Rad 利用時の注意点【重要】（必ずお読みください。）

### ① PC 環境の確認

e-Rad を利用する前に必ず PC の推奨動作環境をご確認ください。利用する PC 環境により推奨ブラウザが異なる場合がありますのでご注意ください。

- ・推奨動作環境は、下記のホームページをご覧ください。

[https://www.e-rad.go.jp/operating\\_environment.html](https://www.e-rad.go.jp/operating_environment.html)

### ② e-Rad 登録入力

e-Rad システムでは、負荷軽減のために画面表示後に経過時間をカウントし始め、画面右上の「画面を表示してから経過した時間」が 1 時間経過すると強制的にタイムアウトします。応募情報登録のデータ入力中であっても一時保存又は確定されなかったデータは保存されませんので十分にご注意ください

(2) 操作説明

『e-Rad ポータルサイト』画面

<https://www.e-rad.go.jp/index.html>

- ・「e-Rad へのログイン」をクリック



『ログイン』画面

- ・ e-Rad 上の「事務代表者」のログイン ID、パスワードを入力し、ログインをクリック





- ① 【新規公募】 - 【公開中の公募（新規応募）】をクリック
- ② 検索条件に「共創の場形成支援プログラム」と入力して『検索』をクリック
- ③ 表示される公募から、該当公募名「共創の場形成支援プログラム「育成/本格型」2020年度公募」の最も右側にある項目『応募する』をクリック

※応募する「型」を間違わないように選択してください。

### 『応募に当たっての注意事項』画面

- ・画面に表示された注意事項をよくお読みの上、ご承諾いただける場合は、「承諾して応募する」をクリックしてください。

## 『応募（新規登録）』画面

- ・ 研究開発課題名（必須）：「(様式 1) 提案書【基本情報】」の「拠点名称」を転記してください。

- ・ この『応募（新規登録）』画面はタブ構成になっており、それぞれのタブをクリックすることで各タブ (A) での入力欄 (B) が表示されます。
- ・ 各タブで入力する内容は、以下の「【各タブ】の説明」のとおりです。基本的にどのタブからでも入力を開始することができますが、このマニュアルではタブの表示されている順番通りに説明を行います。それぞれのタブ(A)をクリックすることで、入力欄Bの表示が切り替わります。

【基本情報】タブ

公称年度/公称名 | 2020年度 / 共創の場形成支援プログラム「育成型」2020年度公募

課題ID/研究開発課題名 **必須** | / 100文字以内

一時保存中の課題を配分機関に公開する **必須** |  公開する  公開しない

基本情報 | 研究経費・研究組織 | 個別項目 | 応募・受入状況

**基本情報**

研究期間（西暦） **必須** | 最短研究期間：1年 最長研究期間：2年  
(開始) [ ] 年度から(終了) [ ] 年度まで

研究分野(主) | 研究の内容 **必須** |  研究の内容を検索

キーワード **必須** |  キーワード

研究分野（副）を設定する |

研究目的 **必須** | 1000文字以内（改行、スペースも1文字でカウント）  
 あと1000文字

研究概要 **必須** | 1000文字以内（改行、スペースも1文字でカウント）

・ここで、研究期間、研究分野（主、副）、研究目的、研究概要を入力します。また、申請書類をアップロードできます。

・研究期間（必須）：

研究期間は「(様式 1) 提案書【基本情報】」の「実施期間」を西暦で転記してください。

・研究分野（主）（必須）：

研究分野（主）の細目名、キーワードを入力します。まず、研究分野（主）の細目名から、プロジェクトに該当する研究分野を選択します。

細目名（必須）：

「細目名を検索」ボタンをクリックして細目検索用の別ウィンドウ（下図）を立ち上げます。条件を記入して検索し、該当分野を選択します。

**研究の内容検索**

研究の内容情報を検索します。  
 ・ 検索結果の「選択」ボタンをクリックすると、対象の研究の内容情報を元の画面に設定します。  
 ・ 「閉じる」ボタンをクリックすると、研究の内容情報を元の画面に設定せずにこの画面を閉じます。

**検索条件**

分野: 情報通信

研究の内容: [ ] [部分一致]

表示件数: 100件

検索条件クリア    🔍 検索

**検索結果**

1~22件 (全22件)

分野	研究の内容	選択
情報通信	機械力学、メカトロニクス	選択
情報通信	ロボティクス、知能機械システム	選択
情報通信	情報学基礎論	選択
情報通信	数理情報学	選択
情報通信	統計科学	選択
情報通信	計算機システム	選択
情報通信	ソフトウェア	選択

閉じる

・キーワード（必須）：

自由記述（最低 1 つの入力が必須）

・研究分野（副）（任意）：

任意で設定できます。細目名、キーワードを研究分野（主）と同様に入力します。

・研究目的、研究概要（必須）：

研究目的欄、研究概要欄には「(様式 1)【基本情報】を参照」と記載してください。

○申請書類をアップロードします。

・応募情報ファイル

提案様式 1～2, 4～8 を 1 つの PDF ファイルにまとめて、アップロードを行います。

※PDF 変換は、以下マニュアルを参照してください。

「研究機関事務代表者向け操作マニュアル 13. その他編 13.7 PDF 変換」

・参考資料（様式 3）提案書【資金計画】

様式 3 を作成し、Excel ファイルでアップロードを行います。

**【研究経費・研究組織】タブ**

**【研究経費】項目**

- ・ここでは、【基本情報】タブに入力した研究期間に応じた計画予算年度の入力表が構成されます。「(様式 3) 提案書【資金計画】」に対応した予算額を転記してください。
- ・「2.年度別経費内訳」の「直接経費」の欄に研究開発経費及びプロジェクト推進経費を入力します。

課題ID/研究開発課題名 必須

XXXXXXXX /

文字以内

一時保存中の課題を配分機関に公開する 必須

公開する  公開しない

基本情報

研究経費・研究組織

個別項目

応募・受入状況

研究経費

年度ごとの経費の登録を行います。  
「1.費目ごとの上下限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。

**1.費目ごとの上限と下限**

	上限	下限
直接経費、間接経費の合計	(設定なし)	1,000 円
間接経費	固定(直接経費の30%)	固定(直接経費の30%)

**2.年度別経費内訳**

		2020年度	2021年度	合計
直接経費	研究開発経費 <span style="color: red; font-weight: bold;">必須</span>	<input style="width: 80%;" type="text"/> ,000 円	<input style="width: 80%;" type="text"/> ,000 円	0 円
	プロジェクト推進経費 <span style="color: red; font-weight: bold;">必須</span>	<input style="width: 80%;" type="text"/> ,000 円	<input style="width: 80%;" type="text"/> ,000 円	0 円
	小計	0 円	0 円	0 円
間接経費	間接経費 <span style="color: red; font-weight: bold;">必須</span>	円	円	0,000 円
合計		0 円	0 円	0 円

【研究組織】項目

研究組織

**1.申請額（初年度）の入力状況**

「1.申請額（初年度）の入力状況」を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の各費目を入力してください。  
 ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2.年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度金額と一致するように入力してください。 A

	初年度の申請額	研究機関ごとの金額合計	差額
直接経費、間接経費の合計	0 円	0 円	0 円
間接経費	0 円	0 円	0 円

**2.研究組織情報の登録**

課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究機関ごとの金額合計」に反映されます。

+ 行の追加 - 選択行の削除

研究機関を 検索	研究機関コード 研究機関名	責任者役職 責任者氏名 事務代表者氏名 (漢字)	事務代表者連絡先		直接経費 間接経費 ? <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">必須</span>	研究者 人数	閲覧・編 集 権限	削除	移動
			住所 電話番号 メールアドレス						
	<span style="border: 1px solid #0056b3; padding: 2px;">代表機関</span> XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX大学	(姓) ○○ (名) ○○○ (姓) ○○ (名) ○○○	東京都○○○区○○ ○番地 00-0000-0000 xxxxx@xxx.xxx.a c.jp		<input style="width: 80%;" type="text" value="0"/> 0 円				

+ 行の追加 - 選択行の削除

研究組織内の連絡事項を登録する ▼ 任意項目を表示

- ・ここでは、初年度予算額のみを入力の対象としています。図中④は「1.申請額（初年度）の入力状況」の自動計算表です。  
 ④の『初年度の申請額』には、【研究経費】項目で入力した 2020 年度の予算額が反映され、『研究機関ごとの金額合計』には⑤で入力する「直接経費」（研究開発経費＋プロジェクト推進経費）、「間接経費」の合計が反映されます。
- ・④の『差額』には[『初年度の申請額』－『研究機関ごとの金額合計』＝差額]が表示されます。この差額が 0（ゼロ）となるように入力してください。  
 ※差額がある場合エラー表示され一時保存や確認ができませんのでご注意ください。
- ・[行の追加]ボタンで、研究分担機関を追加することができます。追加する機関は大学等のみとし、企業等の追加は不要です。「(様式 3) 提案書【資金計画】の 2. 大学等機関別の委託費」通りの金額を入力してください。

### 【個別項目】タブ

- ・ ここで以下の個別項目を入力してください。

なお、「(様式 1) 提案書【基本情報】」の記載内容と一致させてください。

- ・ ■ 対象分野（本格型のみ記載）  
提案する分野をいずれか 1 つ選択してください。
- ・ ■ 代表機関  
代表機関の名称、代表者の職名・氏名
- ・ ■ プロジェクトリーダー（PL）  
PL の氏名、フリガナ、所属・役職
- ・ ■ 拠点の全体管理を担う組織  
組織名称、組織責任者の氏名、フリガナ、所属・役職
- ・ ■ 参画機関  
参画機関（大学等・企業等）の名称  
※参画する全ての機関の正式名称を“、”で区切って列記してください。調整中の機関については、“（調整中）”と記述してください。
- ・ ■ 研究倫理講習に関する受講修了の確認  
下記の設問に対して回答できるよう、PL は事前に必ず研究倫理講習を受講してください。  
設問 A) 研究倫理に関する教育プログラム修了した内該当するもの
  1. 所属機関のプログラム（eAPRIN（旧 CITI）を含む）を修了している
  2. JST 事業等で修了している
  3. eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を修了している設問 B) eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版受講確認書番号  
上記 A)の設問で 1 又は 2 を選択した場合は「なし」、3 を選択した場合は受講確認書番号を入力してください。
- ・ ■ 研究倫理に関する誓約  
PL が内容を確認の上、研究倫理に関する誓約を行ってください。

### 『応募（入力内容の確認）』画面

- ・ 入力した内容の全てが 1 ページで表示されている画面であり、申請前の最終的な確認を

行います。

- ・内容に誤りがなければ、右下の「この内容で提出」をクリックしてください。  
申請が行われると、「応募申請を受け付けました」というメッセージが表示され、この時点で JST へ提出されたこととなります。
- ・提出後においても、公募締切前であれば提案者自身が課題の「引戻し」を行うことで内容の修正等が可能です。

### （3）応募情報状況確認

e-Rad研究機関事務代表者向け操作マニュアル「6.2（2）課題の検索」を参照し、応募課題を検索してください。

該当課題の応募状況「状態（申請進行）」が「配分機関処理中」であれば操作は完了しています。**応募締切日時までに応募状況が「配分機関処理中」となっていない提案書は無効となります。**

なお、公募締切後にJSTで課題の受理を行うと「申請の種類（ステータス）」が「受理済」となります。ただし、JSTによる課題の受理は公募締切後すぐではなく、日数を要する場合がありますのでご承知おきください。

## 第 6 章 政策重点分野について

### 6.1 政策重点分野の概要

本格型の一部については、文部科学省が国の政策方針に基づき実施すべきと指定した分野（政策重点分野）ごとに、公募を実施いたします。

政策重点分野への応募にあたっては、本公募要領で示す要件に加えて、**公募要領別紙**で示す各政策重点分野の内容に沿った提案を行っていただく必要があります。

### 6.2 令和 2 年度の政策重点分野

令和 2 年度の政策重点分野は以下のとおりです。

- ・量子技術分野
- ・環境エネルギー分野
- ・バイオ分野

各政策重点分野において募集する提案内容等については、以下の**公募要領別紙**をご覧ください。

<https://www.jst.go.jp/pf/platform/koubo.html>